

## 相模原市図書館ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市図書館公式ホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）への広告掲載について、相模原市有料広告掲出に関する指針(平成16年4月21日施行。以下「指針」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 図書館ホームページに掲載する広告の範囲の詳細は、相模原市図書館ホームページ広告掲載基準に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ	縦100ピクセル×横300ピクセル
画像形式	GIF（アニメーションGIFを除く）、JPEG 又はPNG
容量	20KB 以内

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、相模原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、連続する掲載期間は最大1年間とする。ただし、年度を超える期間とすることはできない。

2 広告の掲載は、広告の掲載の決定のあった日の属する月の翌月1日から開始する。

(広告の掲載料)

第6条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、月を単位として計算するものとし、1月当たりの掲載料は、5,000円とする。ただし、広告を12か月連続して掲載する場合は、年額50,000円とする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、広報さがみはら、相模原市ホームページ、図書館ホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、掲載枠に空きが生じた際に随時行うものとする。

(掲載希望者の要件)

第8条 掲載希望者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、次条の規定による申込みを行うことができない。

(1) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中である場合

(2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている場合

(3) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」と

いう。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められる場合

- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められる場合
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められる場合
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合、又は掲載希望者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合
- (7) 相模原市税を滞納している場合

2 掲載希望者が、次に掲げる事業者である場合には、次条の規定による申込みを行うことができない。ただし、第3号に掲げる事業者がたばこ以外の事業に係る広告の掲載を希望する場合は、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する業を行う事業者
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業及びこれに類似する業を行う事業者
- (3) たばこに関する業を行う事業者
- (4) ギャンブルに関する業を行う事業者
- (5) 法律の規定によらない医療類似行為を行う施設を営む事業者
- (6) 占い、運勢判断に関する業を行う事業者
- (7) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引を行う事業者
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたった事業者
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4項の再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第1項の更生手続を開始し、終了していない事業者
- (11) 許可、認可等が必要な業種であって、これを受けることなく営業を行う事業者
- (12) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法(昭和23年法律第205号)又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に抵触する事業者
- (13) 前2号に掲げるもののほか、各種法令に違反している事業者
- (14) 行政機関からの行政指導を受けたにも関わらず、改善がなされていない事業者
- (15) 前14号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている事業者又は社会問題となっている業種を営む事業者
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反し、又は違反するおそれがある広告を掲出している事業者  
(広告掲載の申込み)

第9条 掲載希望者は、相模原市図書館ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会が第7条に基づき実施する募集の内容に従い申し込むものとする。

- (1) 事業内容を明らかにする書類
- (2) 教育委員会が別に定める掲載基準に基づいた広告案
- (3) 相模原市税の滞納がないことを証する書類

2 広告原稿は、掲載希望者の負担で作成するものとする。

(広告掲載者の決定)

第10条 教育委員会は、第2条の規定及び前条第1項第2号に規定する掲載基準に基づき、広告掲載の可否を決定する。ただし、掲載申込者の数が、第4条に規定する広告の枠数を超えたときは抽選を行う。

2 教育委員会は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、掲載希望者に相模原市図書館ホームページ広告掲載可否決定通知書(第2号様式)により通知する。

(広告案の内容、デザイン等の審査)

第11条 提出された広告案の内容、デザイン等については、指針に定める広告審査会に諮り、承認を受けるものとする。

2 教育委員会は、広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することにより、広告審査会の承認を得たときは、当該修正内容を掲載条件とし、前条の決定通知を行うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 教育委員会は、広告の内容、デザイン、リンク先のWEBページ内容及び広告掲載者の業務が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載者」という)に対して、広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(掲載料の納付)

第13条 広告掲載者は、教育委員会が指定する納入通知書により、相模原市指定金融機関にて掲載料を納期限までに納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに掲載条件を満たす広告原稿の提出がないとき。
- (3) 第12条の規定による広告内容の変更を広告掲載者が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館ホームページへの広告の掲載が適切でないと教育委員会が判断したとき。

2 前項の取扱いに関して、教育委員会はその賠償の責めを負わない。また、前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの掲載料は、返還しないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告掲載者は、自己の都合により、図書館ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告掲載者は教育委員会に申し出なければならない。

(掲載期間の延長)

第16条 掲載期間内に、教育委員会の都合で図書館ホームページ等を一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

2 広告掲載者の責に帰さない事由により、教育委員会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わないものとする。

(広告掲載料の返還)

第17条 教育委員会は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告掲載者に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を図書館ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前項の規定に基づいて計算した額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

4 前3項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載者の責務)

第18条 広告掲載者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、教育委員会に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第19条 広告掲載者は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに教育委員会に連絡するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

相模原市図書館ホームページ広告掲載申込書

年 月 日	
相模原市教育委員会教育長 へ	
住所又は所在地 _____	
申込者	名称 _____
	代表者職氏名 _____ (法人の場合)
	電話番号 ( ) _____
「相模原市図書館ホームページ広告掲載取扱要綱」の内容を確認・同意の上で、相模原市図書館ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり申し込みます。	
広告の掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
業種	_____
バナー広告のリンク先 URL	_____
相模原市税の滞納	有 ・ 無

備考

- 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 事業内容を明らかにする書類
  - (2) 「相模原市図書館ホームページ広告掲載基準」に基づいた広告案
- 2 相模原市税の滞納の有無を確認するため、必要に応じて「未納の税額がない証明書」を提出していただきます。

相模原市図書館ホームページ広告掲載可否決定通知書

令和 年 月 日	
(申込者) 様	
相模原市教育委員会教育長	
相模原市図書館ホームページ広告掲載取扱要綱第10条に基づき、次のとおり決定したので通知します。	
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載を承認します <input type="checkbox"/> 掲載は認められません
	掲載を認められない場合の理由
広告の掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
バナー広告のリンク先 URL	
掲載料	円

備考

掲載料は、別途送付する納入通知書により納付してください。

相模原市図書館ホームページ広告掲載中止申出書

年 月 日	
相模原市教育委員会教育長 あて	
住所又は所在地 _____	
申込者	名称 _____
	代表者職氏名 _____
	(法人の場合) _____
	電話番号 ( ) _____
相模原市図書館ホームページへの広告掲載を中止したいので、次のとおり申し出ます。	
承認されている掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告の掲載を中止したい日	年 月 日
中止する理由	